

障がい者活躍推進計画

令和7年4月
宇治田原町

宇治田原町障がい者活躍推進計画

機関名	宇治田原町役場
任命権者	宇治田原町長、宇治田原町議会議長、宇治田原町教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
宇治田原町における障がい者雇用の課題	本町では、令和6年6月1日時点の障がい者雇用率が2.27%となっており、法定雇用率2.8%を下回っているため、早期に法定雇用率を達成する必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	毎年6月1日時点において、法定雇用率以上の雇用を達成する。 （評価方法） 毎年6月1日の京都労働局への任免状況通報により把握・進捗管理
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年6月1日の任免状況通報に合わせて、前年度採用者の定着状況と退職理由を把握
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>【組織面】</p> <p>①障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ②障がい者職業生活相談員として、庶務人事係長を選任する。 ③障がいのある職員からの相談体制を整備し、職員に周知する。</p> <p>【人材面】</p> <p>①障がい者職業生活相談員に選任された者に、障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ②職員に対して、障がいに関する理解促進・啓発活動を行う。</p>
2. 障がい者が活躍できる業務・配置先の選定	<p>①障がいのある職員がその特性に応じて活躍できる業務に従事できるよう、既存業務の切出しや創出を実施する。 ②障がいのある職員一人ひとりの特性・能力を把握し、可能な限り本人の希望も踏まえた上で、業務の割振り・職場の配置を検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための職場環境整備・人事管理	<p>【職務環境】</p> <p>①本人からの要望を踏まえ、適切な職場環境の整備に努める。 ②新規に採用した職員については、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ③措置を講じるに当たっては、本人からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>【募集・採用】</p> <p>①障がい者の特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫した採用に努める。</p>

	<p>②募集・採用にあたっては、原則以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。 <p>【キャリア形成】</p> <p>本人の希望も踏まえつつ、実務研修、能力向上研修等を実施する。</p> <p>【その他】</p> <p>本人からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう必要な措置を行う。</p>
4. その他	障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。